会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十九年十二月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十三日
掲載頁　二十七頁（号外第一三五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十九日
掲載頁　八十三頁（号外第一三九号）
平成三十年二月一日
茨城県神栖市南浜七番
（甲）ビーエス工運株式会社
代表取締役社長　我孫子　強
東京都港区新橋五丁目十一番三号
（乙）ビーエスサービス株式会社
代表取締役社長　志村　明彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十九日
掲載頁　一一三頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十二月十四日
掲載頁　九十一頁（号外第二七一号）
平成三十年二月一日
東京都港区海岸三丁目二二番三四号
（甲）栗林運輸株式会社
代表取締役　栗林　宏吉
東京都港区海岸三丁目二二番三四号
（乙）栗林ビジネスサポート株式会社
代表取締役　小野寺秀樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年一月十一日
掲載頁　四十七頁（号外第五号）
平成三十年二月一日
東京都港区西麻布一丁目二番七号
（甲）株式会社ケン・那須リゾート
代表取締役　佐藤　繁
東京都港区西麻布一丁目二番七号
（乙）那須温泉開発株式会社
代表取締役　佐藤　繁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙・丙・丁の権利義務全部を承継して存続し乙・丙・丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十六日
掲載頁　一〇一頁（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月三日
掲載頁　一五四頁（号外第一四二号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十六日
掲載頁　六十九頁（号外第一三六号）

（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月二十一日
掲載頁　九十頁（号外第一五七号）
平成三十年二月一日
東京都港区芝浦四丁目三番四号
（甲）ＳＭＢＣデリバリーサービス株式会社
代表取締役　村松　直人
東京都港区芝浦四丁目三番四号
（乙）ＳＭＢＣセンターサービス株式会社
代表取締役　山廣　隆文
東京都江東区佐賀二丁目八番二〇号
（丙）ＳＭＢＣ融資事務サービス株式会社
代表取締役　柴田　一弘
東京都中央区日本橋小伝馬町一三番六号
（丁）ＳＭＢＣインターナショナルビジネス株式会社
代表取締役　芹澤　貢

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

甲は合併の効力発生日である平成三十年四月一日をもって商号を東京シティコア株式会社に変更予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十二日
掲載頁　二六六頁（号外第一三三号）

（乙）http://www.ryogoku-city.co.jp/
平成三十年二月一日
東京都新宿区西新宿二丁目三番一号
（甲）新宿モノリス株式会社
代表取締役社長　鈴木　省五
東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号
（乙）株式会社両国シティコア
代表取締役社長　鈴木　省五

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙五の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至乙五は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙一乃至乙五は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙一乃至乙五の完全親会社ですので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙一）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月五日
掲載頁　一二四頁（号外第一四四号）
（乙二）http://www.y-rc.co.jp
（乙三）http://www.konan-fudosan.com
（乙四）http://www.tfp.co.jp
（乙五）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月十二日
掲載頁　四十三頁（号外第一五〇号）
平成三十年二月一日
東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館
（甲）山田コンサルティンググループ株式会社
代表取締役　増田　慶作
東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館
（乙一）山田ビジネスコンサルティング株式会社
代表取締役　増田　慶作
東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館
（乙二）山田不動産コンサルティング株式会社
代表取締役　岡本　清秀
東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館
（乙三）甲南不動産株式会社
代表取締役　岡本　清秀
東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館
（乙四）株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ
代表取締役　塩澤　洋二
東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館
（乙五）山田プリンシパルインベストメント株式会社
代表取締役　井上　秀樹